

徳島県、徳島県商工会議所連合会、RIZAP株式会社、東京海上日動火災保険株式会社との
「地方創生の推進に向けた取組み」に関する連携協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県商工会議所連合会（以下「乙」という。）と
RIZAP株式会社（以下「丙」という。）と東京海上日動火災保険株式会社（以下「丁」と
いう。）は、「地方創生の推進に向けた取組み」に関する連携について、次のとおり協定を
締結する。

（目的）

第1条 甲、乙、丙及び丁が連携・協力関係を強化し、「健康寿命の延伸」や「健康経営の
推進」など、様々な分野における取組みを協働で行うことにより、地方創生の実現に資す
ることを目的とする。

（連携項目）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するために、次の各号について、情報を共
有し連携して取り組む。

- （1）ヘルスケア、特に糖尿病死亡率改善に関すること。
- （2）健康経営の推進に関すること。
- （3）サイバーセキュリティの強化等DXの推進に関すること。
- （4）働き方改革の推進に関すること。
- （5）防災・減災の推進に関すること。
- （6）SDGsやGXの推進に関すること。
- （7）地域産業の振興・企業支援に関すること。
- （8）その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 丙及び丁は、甲及び乙との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組みの一
部を、丙及び丁の関係会社を実施させることができる。

（機密保持）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、既に公知となっている情報を除き、この協定書に基づく、業
務上知り得た一切の機密情報を、この協定書に基づく業務遂行のためのみ利用するもの
とする。

2 甲、乙、丙及び丁は、当事者の同意を得ることなく、この協定の期間中はもとより、協
定終了後においても、機密情報を第三者（丙の関連会社又は丙若しくは丙の関係会社のコ
ンサルタント等は除く。）に開示、提供、漏洩等を行ってはならない。

（連絡会議）

第4条 第2条に掲げる事項の円滑な推進と進行管理を図るため、連絡会議を設置する。

（協定内容の変更）

第5条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議
の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 この有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効
期間満了の日までに、甲、乙、丙及び丁、いずれかから、何らかの申し入れがない場合は、
更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じた事項について
は、甲、乙、丙及び丁が誠意を持って協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ署名の
上、各自その1通を保管する。

令和4年10月13日

甲 徳島県徳島市万代町一丁目1番地
徳島県
徳島県知事

飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館1階
徳島県商工会議所連合会
会長

寺川カツコ

丙 東京都新宿区北新宿2-21-1 新宿フロントタワー31階
RIZAP株式会社
取締役

鎌田 宏

丁 東京都千代田区大手町二丁目6番4号
東京海上日動火災保険株式会社
常務執行役員

辻 昌裕